

一般社団法人明専会 明専会支部に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第3条によって設置される支部に関する事項について定める。

(役割)

第2条 支部は、明専会本部との連絡を密にしてその事業に協力し、会員相互の親睦と啓発につとめる。

(設置)

第3条 10名以上の会員は支部を構成することができる。但しその単位は、一市一区一郡以上とする。

(構成)

第4条 支部には、支部長をおく。その他支部長を補佐する支部役員をおくことができる。

2 支部長は支部の発展を図り、支部を代表する。

(分会)

第5条 支部の規模や支部の地域特性等により支部内を分別運営したほうがより効果的な場合には、理事会の決議により当該支部の下に複数の分会を設けることができる。

2 上記分会については、支部扱いとし本基準の規定を準用する。

(選任)

第6条 支部役員は、支部会員より互選し、選任の都度直ちに本部に報告するものとする。

(任期)

第7条 支部役員の任期は、2年とし重任を妨げない。

(支部長会議)

第8条 支部相互の連繋及び理事会との連絡に関する問題を協議するために支部長会議を設ける。

2 支部長会議は毎年1回通常総会の前に会長が招集する。

(支援)

第9条 支部の結成その他で特に必要とする経費は、支部長の請求に応じて補助することができる。補助は、支部活動運営部会長から申請し、理事会の承認を経て実施する。

附則

1この規則は、旧法人の「明専会支部に関する規則」に一部追加し(第5条、第5条第2項)これを承継し当法人設立登記の日(平成24年4月1日)より施行する。

2 東京支部および大阪支部の下にあった「部会」は名称変更(「分会」)(第5条、第5条2項)し平成24年12月8日より施行する

3 平成26年2月6日 一部修正